

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地形・地質等

南九州市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約30kmのところにある。また、南は広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接しており、南薩地域の地理的中心となっている。市域は、東西に約22km、南北に約30km、総面積は357.91k㎡で、一部東シナ海に面した約20kmの海岸地域を有している。

地形の特徴としては、北部地域の標高606mの白岳をはじめ500mを越す山々からなり、緩やかな傾斜で中部台形を形成しながら南部海岸線に達している。

河川は、万之瀬川、万之瀬川水系の麓川、厚地川、永里川、大谷川、神殿川、野崎川、刈川、松蔭川、南部海岸に流れ出る加治佐川、竹迫川、永沢川、馬渡川、高取川、水成川、石垣川、集川等がある。土壌は、主にシラスや黒ボクと呼ばれる火山噴出物からなっている。

2) 気象概況

本市は、北部の山間部と中部台地及び南部海岸線を有した平坦部と三つに大別されるため若干の相違はあるが、年間平均気温17.0℃と比較的温暖である。

初霜は11月中旬頃で3月中旬頃終るが、中部台地の横尾峠付近より以北では晩霜が強く、また、冬季の気圧配置による寒波により山沿いを中心に平地でも積雪があり、農作物に大きな被害を与えている。

降水量は、年間約2,350ミリで、4月から9月には月200ミリを越え、大雨を伴った台風が襲来している。

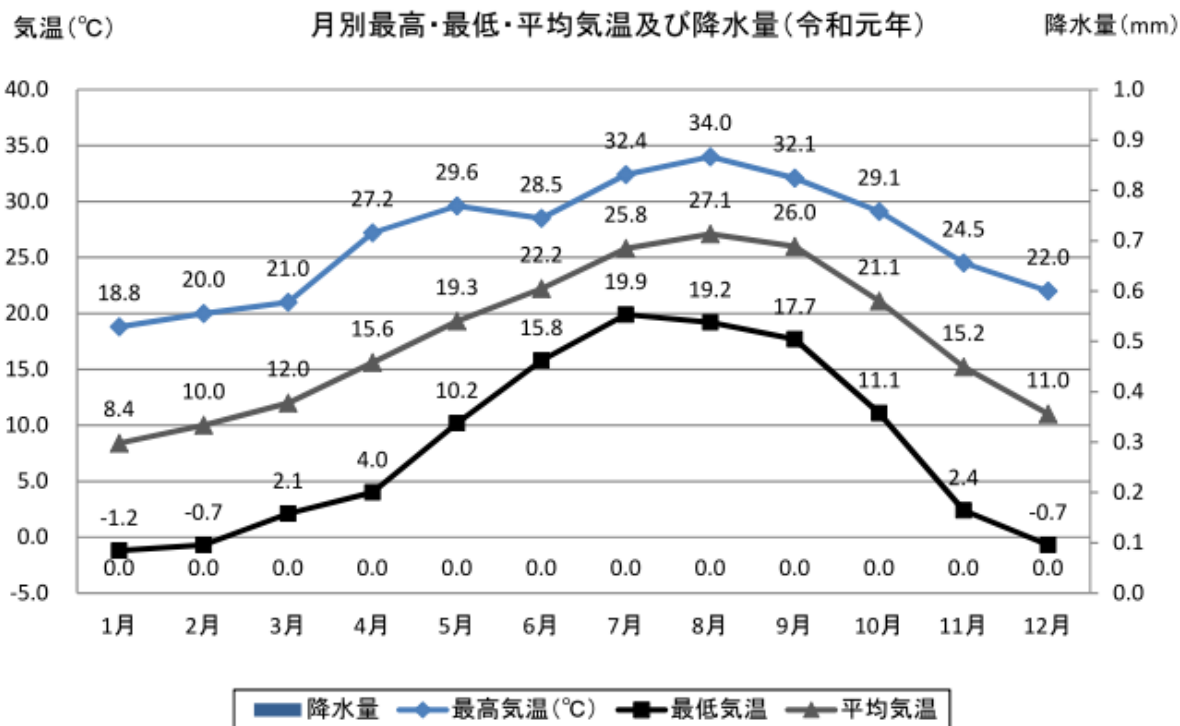


図 気象概況 (統計南九州令和元年度版より抜粋)

3) 大雨・台風・土砂崩れ

南九州市の気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。

これは、南九州市が薩摩半島の南端にあって、九州を襲う台風の猛威に真先にさらされることが最大の原因であり、台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは塩風等の被害が多い。

また、南九州市に災害をもたらす台風は8月が最も多く、次が7月と9月である。このうち、大型の台風はほとんどが8～9月に集中し、災害の規模も大きくなっている。

過去において特に被害の大きかった台風は、昭和20年の枕崎台風、昭和24年のデラ台風、昭和26

年のルース台風，昭和 40 年の 15 号台風，昭和 60 年の 13 号台風，平成 5 年の 13 号台風である。

梅雨期から 8 月までの間における大雨の被害も少なくなく，平成 5 年には 7 月から 9 月にかけて大雨や台風に次々に襲われ，シラス地帯においては，田畑の流出，堤防の決壊，道路の被害等の災害があり，雨による家屋の損壊，浸水等の被害も発生している。

さらに，北部の山間部では，冬季の寒波による積雪により交通網の混乱などが生じている。

<想定災害総括表>

項 目	平成 5 年 6 月 1 2 日～7 月 8 日 豪雨災害	平成 5 年 9 月 3 日 台風 13 号災害
気 象 概 要	6 月 1 2 日～7 月 8 日総降水量 1,155mm ※観測地点は枕崎	・瞬間最大風速 鹿児島，枕崎等各地 50m/s 以上 ・総降水量 各地で 100mm～200mm ※参考 枕崎 300mm
人的被害	死 者 1 人（穎娃）	・死 者 10 人（知覧 1 人，川辺 9 人） ・重 傷 3 人（川辺） ・軽 傷 17 人（川辺）
建物等被害	・住家半壊 2 棟（穎娃） ・一部破損 23 棟 （穎娃 22 棟，知覧 1 棟） ・床上浸水 1 棟（穎娃） ・床下浸水 68 棟 （内訳：穎娃 61 棟，知覧 2 棟，川辺 5 棟）	・住家全壊 24 棟 （内訳：穎娃 2 棟，知覧 4 棟，川辺 18 棟） ・住家半壊 11 棟 （内訳：穎娃 2 棟，知覧 1 棟，川辺 8 棟） ・一部破損 638 棟 （内訳：穎娃 60 棟，知覧 165 棟，川辺 413 棟） ・床上浸水 136 棟 （内訳：穎娃 6 棟，知覧 27 棟，川辺 103 棟） ・床下浸水 1,106 棟 （内訳：穎娃 81 棟，知覧 140 棟，川辺 885 棟）

（南九州市国土強靱化地域計画）

4) 地震・津波

鹿児島県本土は，九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが，平成 28 年発生 of 熊本地震のように今後，大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

（想定災害）

本市においては，影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ地震」及び「種子島東方沖地震」を想定災害とする。

①震源：南海トラフ地震	②震源：種子島東方沖地震
震度：最大震度 5 弱 最大津波高：3.91m 最短津波到達時間：70 分	震度：最大震度 6 弱 最大津波高：2.76m 最短津波到達時間：62 分

① 南海トラフ地震(注1)―:わずか,(注2):被害想定は概数

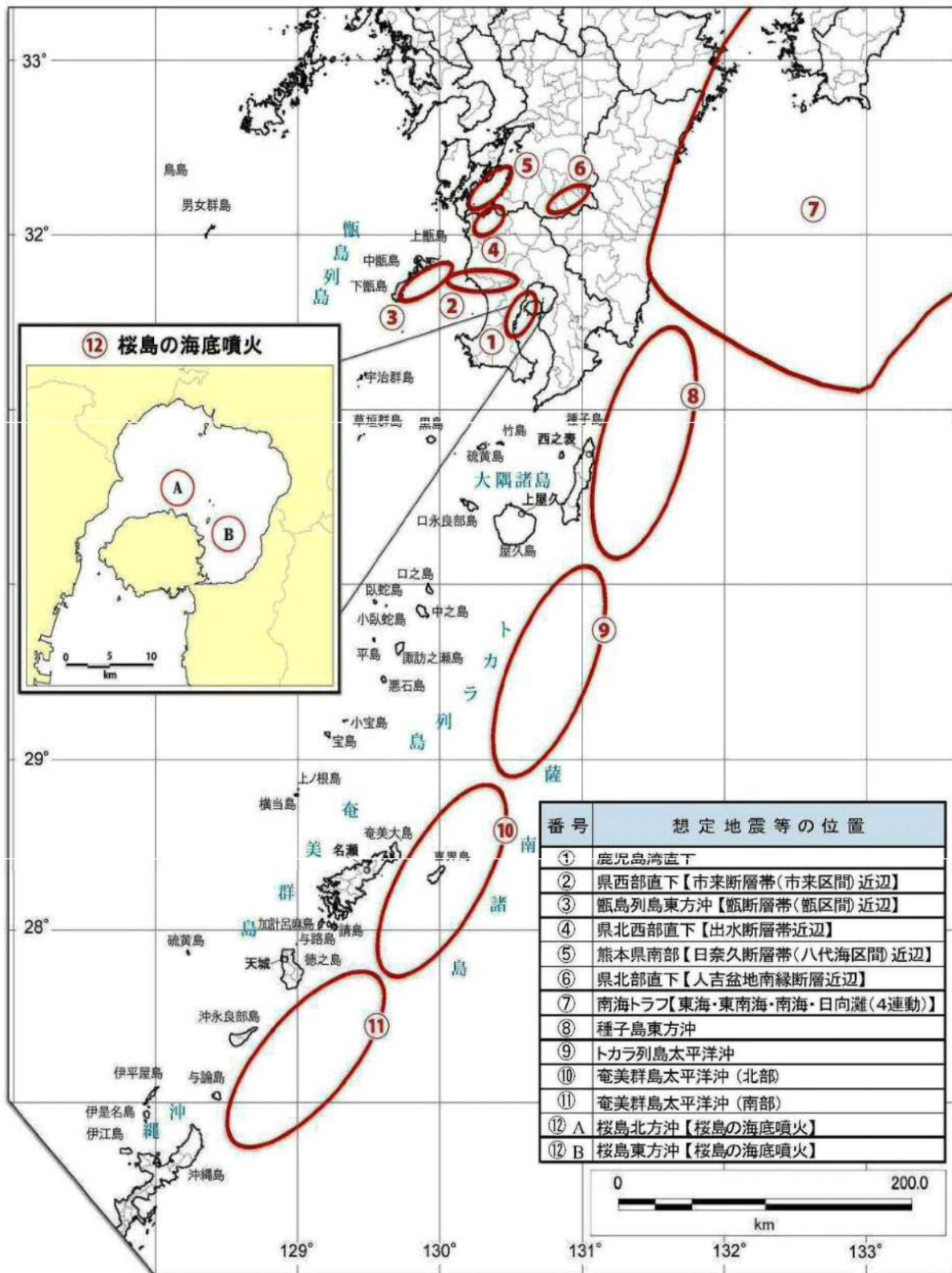
被害項目	被害規模	内訳	
		建物被害：全壊 (棟数)	40
人的被害：死者数 (人)	—	津波	—
		建物倒壊	0
避難状況	避難者数(人)	津波	—
		うち避難所(人)	物資需要量(食)
被災1日後	120	80	280
被災1週間後	80	50	80
被災1か月後	110	30	110

② 種子島東方沖地震(注1)―:わずか,(注2):被害想定は概数

被害項目	被害規模	内訳	
		建物被害：全壊 (棟数)	290
避難状況	避難者数(人)	津波	—
		うち避難所(人)	物資需要量(食)
被災1日後	400	240	860
被災1週間後	400	200	730
被災1か月後	400	120	430

南九州市国土強靱化計画

表 鹿児島県による想定地震等の概要（想定地震等の位置）



平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

表 震度分布

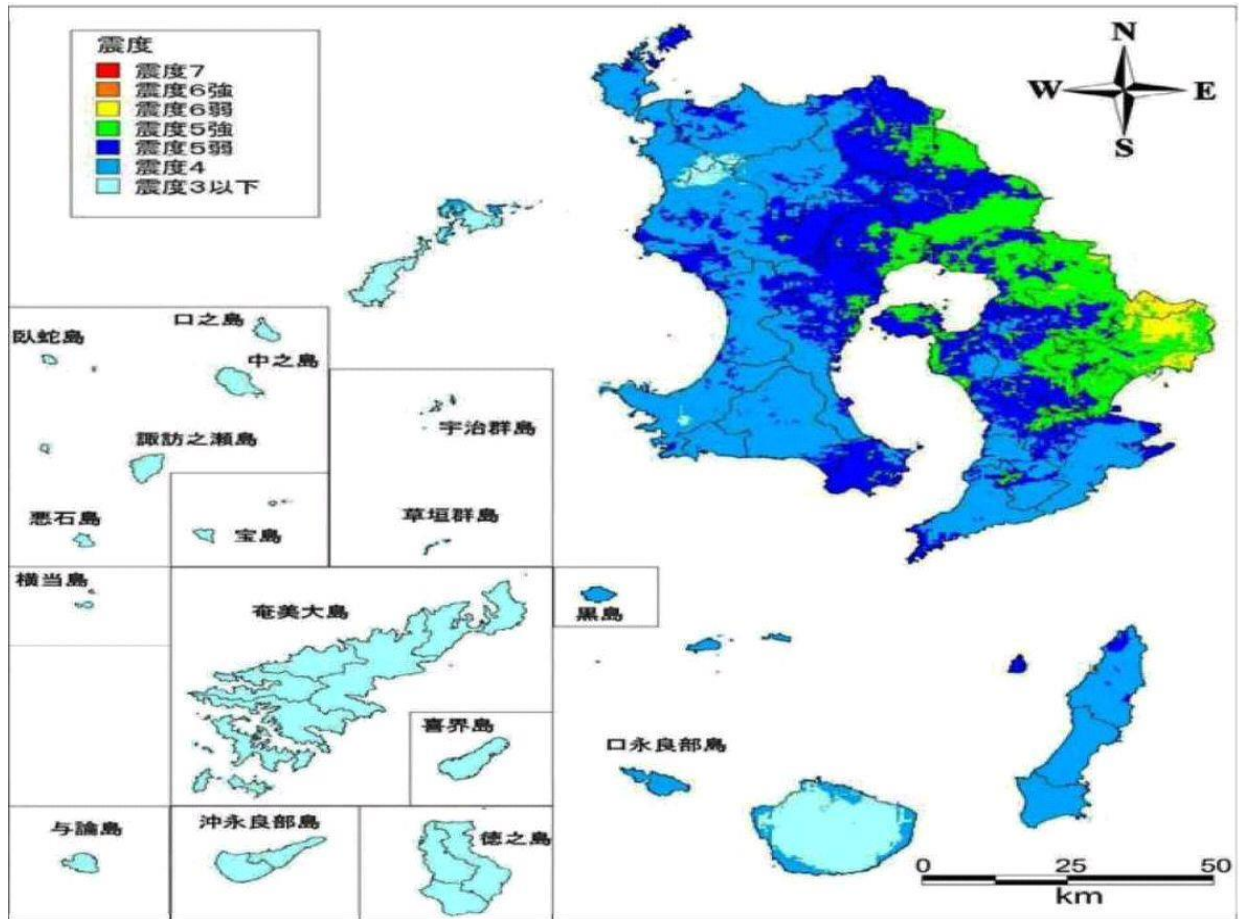
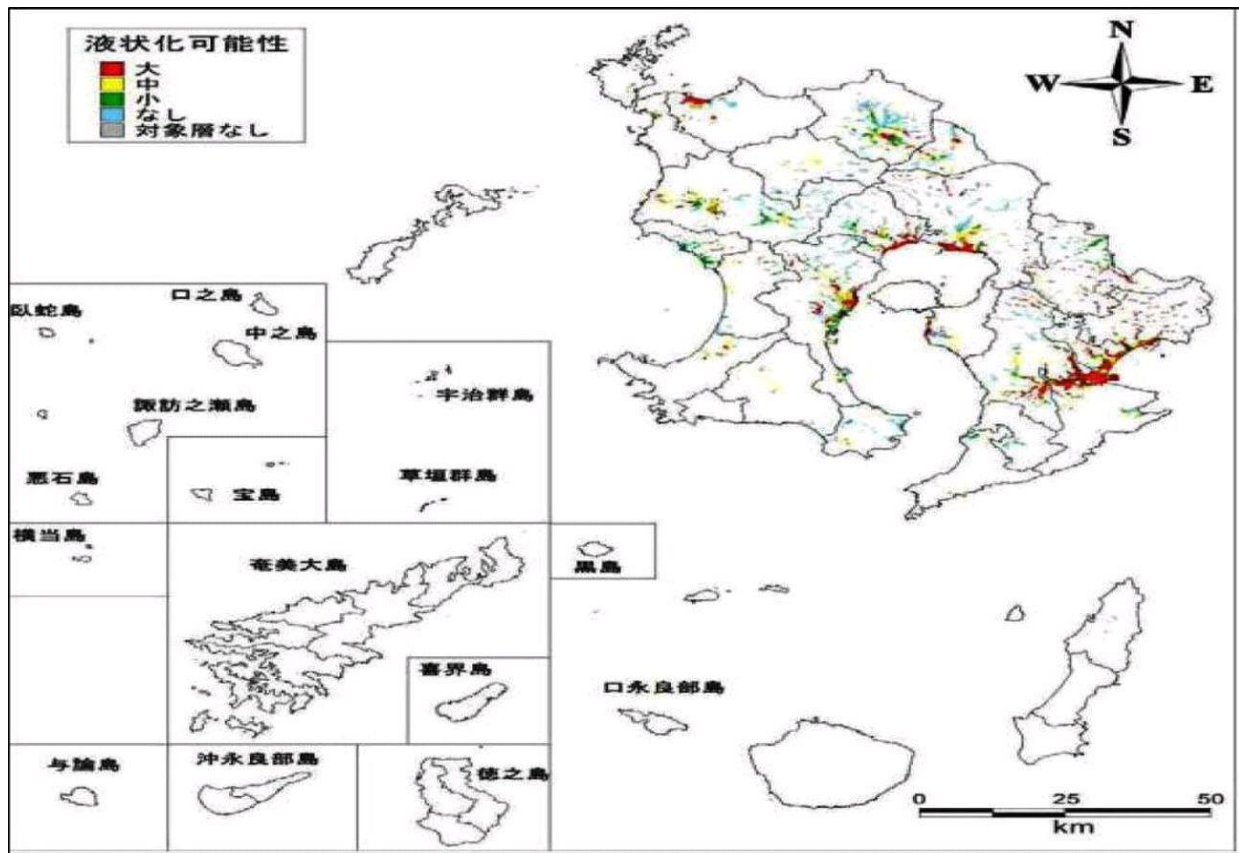


表 液状化分布図



平成 25 年 3 月 (鹿児島県地震等災害被害予測調査)

(2) 商工業者の状況

南九州市商工会管内

- ・商工業者等数 1,608 事業所 (令和元年 12 月現在)
- ・小規模事業者数 1,467 事業所 (令和元年 12 月現在)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工 業者	農業, 林業	10	9	
	漁業	1	1	
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	1	
	建設業	217	206	
	製造業	385	346	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	
	情報通信業	0	0	
	運輸業, 郵便業	25	16	
	卸売業, 小売業	444	407	
	金融業, 保険業	15	7	
	不動産業, 物品賃貸業	19	17	
	学術研究, 専門・技術サービス業	49	48	
	宿泊業, 飲食サービス業	132	124	
	生活関連サービス業, 娯楽業	137	132	
	教育・学習支援業	14	14	
	医療, 福祉	34	30	
	複合サービス事業	19	9	
	サービス業	100	96	
分類不能の産業	0	0		
	合 計	1,608	1,467	

(3) これまでの取組

1) 南九州市の取組

- ・南九州市地域防災計画の作成
- ・防災訓練の実施
- ・南九州市総合防災マップの作成, 配布
- ・南九州市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・各損保会社・共済組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ, 懐中電灯, 非常食等)を備蓄
- ・南九州市が実施する南九州市総合防災訓練への参加及び協力

II 課題

南九州市が薩摩半島の南端にあって、九州を襲う台風の猛威に真先にさらされることが最大の原因であり、台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは塩風等の被害が多い。

梅雨期から8月までの間における大雨の被害も少なくなく、シラス地帯においては、田畑の流出、堤防の決壊、道路の被害等の災害があり、雨による家屋の損壊、浸水等の被害も発生している。

また、北部の山間部では、冬季の寒波による積雪により交通網の混乱などが生じている。

中小・小規模事業者においては、県都鹿児島市の隣接市でもあり、ライフライン等、特に道路網の普及も他地区よりは、早く行われやすいとの漠然とした期待があり、危機感が希薄である。

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済等に対する助言を行える当会の経営指導員等の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と南九州市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

南九州市地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

また、当会と南九州市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年に策定した「南九州市商工会危機管理対応方針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・当会は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
 - ・当会の会報や南九州市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・当会は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
 - ・当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催回数	2回	2回	3回	3回	3回
専門家派遣件数	5件	5件	5件	5件	5件
事業者BCP策定件数	5件	5件	5件	5件	5件

2) 商工会自身の事業継続計画の作成及び見直し

- ・南九州市商工会は、令和2年に事業継続計画（南九州市商工会危機管理対応方針）を作成（別添）。
- ・南九州市地域防災計画等に整合するように地域防災計画等の改定に合わせて計画及び指針の見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・当会は、連携協定を結ぶ各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・当会と南九州市は、損害保険会社・火災共済協同組合等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催として実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・南九州市事業継続力強化支援計画を当会HPや南九州市ホームページへ掲載する。
- ・当会は、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、（仮称）南九州市事業継続力強化支援会議（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、南九州市）を年1回（7月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。

- ・評価結果は、役員会等へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや当国会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業者BCP策定後のフォローアップの目標件数	2件	4件	5件	5件	6件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は、自然災害（大型台風の直撃があり各地で浸水等）が発生したと仮定し、南九州市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と南九州市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南九州市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と南九州市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に電話等により情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と南九州市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・南九州市で取りまとめた南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会と南九州市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と南九州市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と南九州市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は当市より鹿児島県へ報告する。

様式①

鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

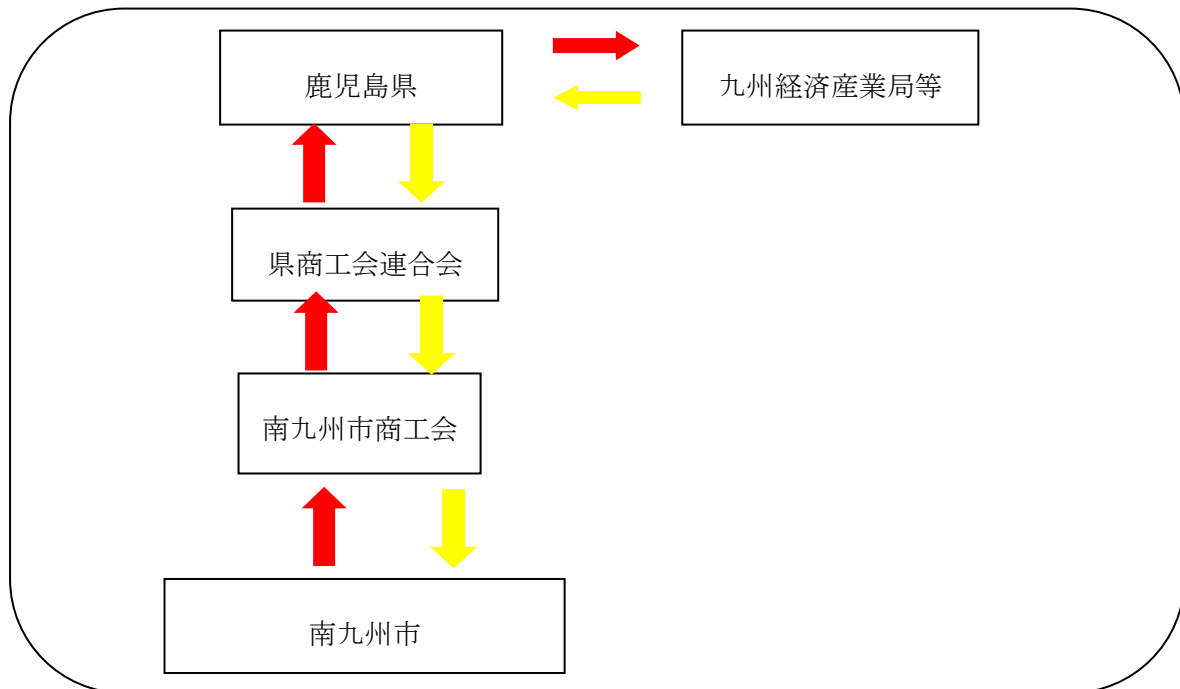
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。
					土地 (増殖土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・当会と南九州市が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、南九州市と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・当会は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会と南九州市は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・当会と南九州市は、鹿児島県等と協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・当会は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会連合会及び鹿児島県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

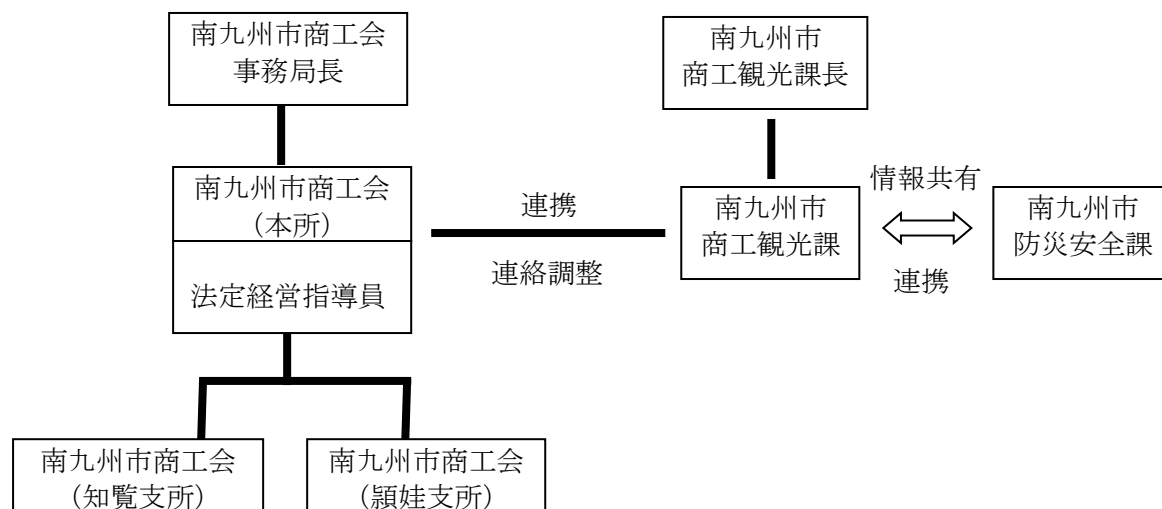
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制

<平常時>



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名

南九州市商工会	南九州市商工会	法定経営指導員	稲田 幸三
		法定経営指導員	伊地知 正彦
		法定経営指導員	伊地知 幸亮
		法定経営指導員	中園 浩樹

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所，関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

南九州市商工会

〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山6978番地

TEL：0993-56-0247 / FAX：0993-56-1987 E-mail：minamikyushu-s@kashoren.or.jp

② 関係市町村

南九州市役所商工観光課

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

TEL：0993-83-2511 / FAX：0993-83-2050 E-mail：syoukou@city.minamikyushu.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	225	225	225	225	225
・ 専門家派遣費	25	25	25	25	25
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ, チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 会報作成費・発送費等	100	100	100	100	100

※セミナー等の開催は、当会合同で行う。

調達方法
会費収入, 南九州市補助金, 鹿児島県補助金, 事業収入 等